

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 農林整備課

不利益処分の内容	保安林における制限等に違反した者への命令
根拠法令等及び条項	森林法第38条
根拠条項	森林法第38条
参考事項	
設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>森林法第38条第1項にかかる造林命令</p> <p>1 対象となる者</p> <p>森林法第34条第1項の規定に違反した者</p> <p>同項の許可に附した同条第6項の条件に違反して立木を伐採した者</p> <p>偽りその他不正な手段により同条第1項の許可を受けて立木を伐採した者</p> <p>2 処分内容</p> <p>伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて造林に必要な行為を命ずることができる。</p>
	<p>森林法第38条第2項にかかる復旧命令</p> <p>1 対象となる者</p> <p>森林法第34条第2項の規定に違反した者</p> <p>同項の許可に附した同条第6項の条件に違反して同条第2項の行為をした者</p> <p>偽りその他不正な手段により同項の許可を受けて同項の行為をした者</p> <p>2 処分内容</p> <p>その行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。</p>
	<p>森林法第38条第3項にかかる造林に必要な行為の実施命令</p> <p>1 対象となる者</p> <p>森林法第34条第2項第1項の規定に違反した者</p> <p>2 処分内容</p> <p>当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて造林に必要な行為をを命ずることができる。</p>
	<p>森林法第38条第4項にかかる指定施業要件の植栽の実施命令</p> <p>1 対象となる者</p> <p>森林法第34条の4の規定に違反して、保安林に係る指定施業要件として定められ</p>

ている植栽の期間内に、植栽をしない当該森林所有者

当該指定施業要件として定められている植栽の方法若しくは樹種に関する定めに従って植栽をしない当該森林所有者

2 処分内容

期間を定めて、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法と同一の方法により、当該指定施業要件として定められている樹種と同一の樹種のことを植栽すべき旨を命ずることができる。

森林法抜粋

(監督処分)

第38条 都道府県知事は、第34条第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第6項の条件に違反して立木を伐採した者又は偽りその他不正な手段により同条第一項の許可を受けて立木を伐採した者に対し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて造林に必要な行為を命ずることができる。

2 都道府県知事は、第34条第2項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第6項の条件に違反して同条第2項の行為をした者又は偽りその他不正な手段により同項の許可を受けて同項の行為をした者に対し、その行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

3 都道府県知事は、第34条の2第1項の規定に違反した者に対し、当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて造林に必要な行為を命ずることができる。

4 都道府県知事は、森林所有者が第34条の4の規定に違反して、保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の期間内に、植栽をせず、又は当該指定施業要件として定められている植栽の方法若しくは樹種に関する定めに従って植栽をしない場合には、当該森林所有者に対し、期間を定めて、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法と同一の方法により、当該指定施業要件として定められている樹種と同一の樹種のことを植栽すべき旨を命ずることができる。